

## 第 485 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 6 年 10 月 22 日（火）10：00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野賃金室長	<p>それでは、定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ第 485 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は公益代表の栗山委員、寺本委員の 2 名が御欠席されておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をいたしましたところ、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからは高橋会長に進行をお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>皆さん改めましておはようございます。</p> <p>これより第 485 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p><b>議題 1 「特定最低賃金の改正決定について」</b>でございます。</p> <p>各特定最低賃金専門部会の結論につきまして事務局から報告をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>それでは、各専門部会の審議結果を御報告いたします。資料 No. 1（1 ページ）を御覧ください。</p> <p>まず、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金です。10 月 11 日の第 3 回専門部会にて、改定額 1,057 円、引上げ額 52 円、引上げ率 5.17%、全会一致での結審となり審議会令第 6 条第 5 項を適用し答申を受けました。</p> <p>次に、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金です。10 月 16 日の第 3 回専門部会にて、改定額 1,049 円、引上げ額 18 円、引上げ率 1.75%、全会一致での結審となり、審議会令第 6 条第 5 項を適用し答申を受けました。</p>

	<p>改正発効日は自動車、航空機とも 12 月 21 日の予定です。資料No. 2（3 ページ）は自動車、資料No. 3（7 ページ）は航空機の答申文の写しを添付しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から報告がありましたように、全ての専門部会において「全会一致」により結審をしていただきました。</p> <p>参加された委員の皆様におかれましては、慎重かつ真摯な調査審議をしていただいたというふうに思っております。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、改めてということですが、今年度の特定最低賃金の審議全般について何か御意見等、御質問等ございましたら労使双方からお伺いしたいと思います。まずは労働者側委員からいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にありません。</p>
高橋会長	<p>では、使用者側委員はいかがでしょう。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>他の委員の方もよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、千葉労働局長から答申につきまして御挨拶を頂戴したいというふうに思います。お願いします。</p>

千葉労働局長	<p>ただ今、御報告いたしましたように、8月21日に諮問いたしました2件の特定最賃の改正決定につきまして、10月16日までに全て「全会一致」で答申をいただきました。</p> <p>公益委員の方々を始めといたしまして、各委員の皆様方には結論のとりまとめに当たり多大な御努力をいただきましたことを、改めて厚く御礼申し上げたいと思っております。</p> <p>今後、改正発効日であります12月21日に向けまして、所要の手続きを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、<b>議題2の「専門部会の廃止について」</b>でございます。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは説明いたします。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。</p> <p>岐阜県最低賃金専門部会は、既にその任務を終了しておりますので、本日付けで廃止する議決をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また、特定最低賃金2業種の専門部会については、異議申出が無かった場合には、異議申出期間の満了をもって廃止するとの議決をお願いしたいと思います。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、「岐阜県最低賃金専門部会を本日付けで廃止すること」並びに「2件の特定最低賃金専門部会につきましては、異議申出が無かった場合、異議申出期間の満了をもって廃止すること」について議決をしたいと思います。</p> <p>いかかでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

<p>高橋会長</p>	<p>よろしいでしょうか。          ありがとうございました。          異議なしということですので、事務局からの提案どおり、それぞれの専門部会を廃止することといたします。          次に<b>議題3「その他」</b>についてでございます。          事務局から何かありますでしょうか。</p>
<p>平野賃金室長</p>	<p>連絡事項が2点あります。          まず1点目ですが、今後の審議日程について御説明いたします。          答申に対する異議申出があった場合は、異議申出対応の本審を11月7日（木）午前10時から開催いたします。          開催の有無につきましては、異議申出期間終了日の翌日以降の開庁日となります11月5日（火）午前9時頃に電子メールにより皆様にお知らせいたします。          2点目です。8月21日に開催されました第484回岐阜地方最低賃金審議会において、審議会会長から岐阜労働局長に対し、「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について」、建議がなされたところですが、本建議につきましては、8月26日付けで岐阜労働局長から厚生労働大臣へ上申しましたことを御報告いたします。          以上となります。</p>
<p>高橋会長</p>	<p>ありがとうございました。          そのほか何か委員の皆様方からは御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。          それでは、本日の審議会は閉会といたします。          次回審議会は、異議申出が無かった場合は、来年3月18日（火）午後4時からの開催といたします。          それではこれで終了いたします。皆様お疲れ様でございました。          ありがとうございました。</p>